準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件

第一　準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離は、居室又はその防煙壁で区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）ごとに、次に掲げる居室の床面積（当該居室が防煙区画部分を有する場合においては、当該防煙区画部分以外の床面積を当該居室の床面積から減じた面積）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　三百四十平方メートル以下の場合　三・〇メートル

二　三百四十平方メートルを超え、三百八十平方メートル以下の場合　三・五メートル

三　三百八十平方メートルを超え、四百二十平方メートル以下の場合　四・〇メートル

四　四百二十平方メートルを超え、四百六十平方メートル以下の場合　四・五メートル

五　四百六十平方メートルを超える場合　五・〇メートル

第二　一の防煙区画部分が二以上の居室にわたる場合における当該二以上の居室は、第一の規定の適用については、一の居室とみなす。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の三第一項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第一項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号及び次号において同じ。）までの垂直距離が二・六メートル以下の場合　天井から下方八十センチメートル（たけの最も短い防煙壁（令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁をいう。次号において同じ。）のたけが八十センチメートルに満たないときは、その値）以内の距離にある部分

二　床面から天井までの垂直距離が二・六メートルを超える場合　床面からの高さが一・八メートル（たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが一・八メートルを超えるときは、その値）以上の部分

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十八条の二第一項の規定に基づき、避難上及び消火上支障がない周囲の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

避難上及び消火上支障がない周囲の部分を定める件

第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　火災抑制等建築物　次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める基準に適合する建築物をいう。

イ　次に掲げる基準に適合する建築物　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、特定火災時倒壊防止構造）とすること。

(1)　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに掲げる基準に適合すること。

(2)　令和元年国土交通省告示第百九十三号（以下「告示」という。）第一第一項第一号ロからヘまで及びチに掲げる基準に適合すること。

(3)　当該建築物（階段室及び付室を除く。）を床面積の合計百平方メートル以内ごとに告示第一第二項に規定する火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は第一第三項に規定する通常火災終了時間防火設備で建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画すること。ただし、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であって、天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でした部分にあっては、二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

(4)　階段室の出入口に付室を設けること。

(5)　外壁面及び屋根の軒裏の仕上げを準不燃材料ですること。

ロ　次に掲げる基準に適合する建築物　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、告示第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造）とすること。

(1)　イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる基準に適合すること。

(2)　告示第一第一項第二号に掲げる基準に適合すること。

ハ　次のいずれかに掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

(1)　次に掲げる基準

(i)　イ(1)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合すること。

(ii)　告示第一第一項第二号チ及びリ並びに第三号に掲げる基準に適合すること。

(2)　次に掲げる基準

(i)　地階を除く階数が二以下であること。

(ii)　(1)(i)に掲げる基準に適合すること。

(iii)　告示第一第一項第二号チ及びリ、第三号ロ並びに第四号ロに掲げる基準に適合すること。

(3)　次に掲げる基準

(i)　地階を除く階数が一であること。

(ii)　(1)(i)に掲げる基準に適合すること。

(iii)　告示第一第一項第三号ロに掲げる基準に適合すること。

二　特定火災時倒壊防止構造　次のイからヘまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該イからヘまでに定める基準に適合する構造をいう。

イ　耐力壁　告示第一第二項第一号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ロ　非耐力壁　告示第一第二項第二号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ハ　柱　告示第一第二項第三号に掲げる基準に適合すること。

ニ　床　告示第一第二項第四号に掲げる基準に適合すること。

ホ　はり　告示第一第二項第五号に掲げる基準に適合すること。

ヘ　屋根の軒裏　告示第一第二項第六号ロに掲げる基準に適合すること。

第二　令第百二十八条の二第一項に規定する避難上及び消火上支障がない周囲の部分は、次の各号のいずれかに掲げる部分とする。

一　建築物の周囲の部分のうち、避難及び通行の安全上支障がない公園、広場その他これらに類する空地（次に掲げるものに限る。）に接する部分（当該部分に垣、柵その他これらに類するものを設けていないものに限る。）

イ　当該建築物又はその敷地の所有者が所有するもの

ロ　当該建築物の敷地に接する部分について、避難及び通行の安全上支障がないよう維持保全が行われることが確認されたもの